

あなたがおうちの FP 通信



HPはこちら

2024年10月分から児童手当が大幅拡充！

子育て支援の一環として、児童を養育する保護者に支給されている児童手当。2024年10月から受給対象者が大幅に拡充されるのをご存じでしょうか？今まで対象では無かった方も対象になる可能性があります。しっかり確認しておきましょう！

児童手当の拡充内容

所得制限を撤廃

・これまであった所得制限が撤廃。これからは所得にかかわらず児童手当が支給されることに。

支給期間を延長

・これまでは中学生までが支給対象だったが、今後は高校生^{*}まで延長。
^{*}18歳の誕生日以後最初の3月31日まで

第3子以降の 支給額が増額

・子どもが3人以上の場合、第3子以降は月額30,000円と手厚い支援。
また多子の数え方も年齢ではなく、親が経済的な負担があるかどうかで判断がされる。

支給回数を4回に

・これまでは4ヶ月分を3回で支給していたが、今後は2ヶ月分を6回支給。
支給されるタイミングが細かくなるので、活用計画が立てやすくなる。

注意：今回の改正により対象になる人は申請が必要

- 所得上限超過により児童手当の支給対象から外れていた方
- 高校生年代の子のみを養育している方
- 多子世帯で22歳までの子を経済的に親が負担している方(多子の数え方が変わります。)

詳しくは各自治体のHPをご覧ください

【参考】佐久市 児童手当制度改正についてはこちらから



お金のクイズ

退職給付とは、務めた企業から退職後に支給される給付のこと。

退職時に一時金で受け取るほか、分割して年金形式で受け取る方法もあります。

では、令和5年時点で、退職給付制度がある企業は何%でしょうか？

1. 65%
2. 75%
3. 85%



(答えは裏面にあります!)

報告

この場を借りて報告となりますが、

10月よりCFP認定者となりました。

CFP (Certified Financial Planner)

は、金融・資産管理の専門家として世界的

に認められる資格で、個人や企業の資産運用、ライフプランニング、リスク管理など多岐にわたる助言ができる高度な知識とスキルの証明となります。

金融機関に属さない、金融商品を販売しないファイナンシャルプランナーはまだ珍しいです。パソコン講師をしているCFPはもっと珍しいでしょうね。むしろいないのでは？

今後も、スキルを身に付け(パソコンスキル)、知識を蓄え(お金の知識)、より良い人生を送るサポートができればと思っています。今後どうぞよろしくお願いいたします。





児童手当拡充について ライフプランに与える影響と注意点

2024年10月から児童手当が大幅拡充。予定よりも前倒しとなったが、私の目線で細かく検討する。

所得撤廃について

児童手当は「次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的」としている。所得撤廃は良かった。ただし、児童扶養手当(いわゆるひとり親家庭に支給される手当)については、11月から改正がされるものの、所得撤廃にはならない。他の制度も同じように所得についてさらに検討してほしい。

期間延長について

今回の改正で「~18歳」へと、3年間期間が延長。それに伴い支給総額も増加。10,000円×36ヶ月=360,000円(第3子に該当すれば最大1,080,000円)。しかし、注意点として大学授業料の値上げが続いているのは気に掛けたいところ。先日も東京大学が授業料の値上げを発表。子どもが少なくなるのだから、それに合わせて授業料が値上がりするのは避けられない。そう考えると、この増額分による楽観視はできない。

第3子増額

今回の改正で第3子は月額15,000円→30,000円へと手当が増額。また、人数の数え方についても22歳以下の子を第1子と数える(食費や家賃など、親が経済的に負担をしないと生活に支障が出る場合)。この改正で該当する方は増額分の手当てをどう使うかがポイントになる。手当があるからその子だけにお金をかけるというのは現実的ではない。第3子か、それよりも上の子に使う必要性もあるかもしれない。ますます金融リテラシー※が求められる。3歳~15歳の手当の増額、育児や出産がしやすい社会基盤のさらなる検討の必要性は言うまでもない。

※金融リテラシーとは…経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力

支給6回

「細かい支給になるのでより生活設計が容易になる」。少し違和感。児童手当はどう使うか?それは親の判断。理想を言えば児童手当は大学費用に充てること。しかし物価上昇や働き方から、児童手当を生活費に充てるという家庭も少なくない。支給回数が増えるということは一度の支給金額が下がるということ。より「使ってしまいやすく」なったのではないか?ライフプランを見定め、よりお金のコントロール力が必要になったと感じる。

クイズの答え.....答えは2

厚生労働省「令和5年就労条件総合調査 結果の概況」によると退職給付制度がある企業は**74.9%**。約8割の企業が退職給付を行っています。給付額は減少傾向にあります。受け取れる金額も確認しておきたいですね。

~ 友達登録をお願いします ~

友達登録がまだ済んでいない方は、こちらのQRコードからLINEの友だち登録をお願いします。登録をすると、FP通信がLINEで送られてきます。

また、今後有益な情報があればLINEにて配信する予定です。
よろしくをお願いします。



あなたがうちのFPは金融知識の定着と向上を目的として「顧客第一」で情報発信しています。
不動産・保険・金融商品の勧誘、手数料目的での販売は一切行っておりません。

